

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめ防止に対する基本的な考え方

いじめ防止対策推進法 第2条には「いじめ」について次のように定義してある。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第2条」より（平成25年施行）
※いじめの定義解釈の一部変更について、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。（熊本県いじめ防止基本方針令和2年11月24日）

いじめは、人格の形成、生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

本校では、全ての児童に「いじめは人間として絶対に許されない」ことの理解を促進するとともに、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの適切な対処」等について全職員の共通理解を図り、組織的に対応していく。

また、教職員は、児童との信頼関係を築くことに努め、自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていくことにより、互いの人権を尊重し支え合う集団作りを行う。

さらに、安全で安心な場所としての学校づくりに努め、保護者や地域住民、関係機関との連携を図り、組織をあげて、いじめ防止やいじめ問題に関する適切な対処に全力で取り組む。

2 いじめ防止対策の組織について

(1) 「いじめ・不登校対策、生徒指導委員会」

校内における積極的な生徒指導及びいじめの未然防止、早期発見、対処等について協議し、組織的に対応する。

ア 組織の構成

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導担当者（情報集約担当者と兼ねる）、人権教育担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭で構成する。

イ 開催日

- ・原則として月1回を定例会とし、いじめ事案が発生した場合は臨時で開催する。臨時の開催の場合は、関係児童の担任等を含め、必要に応じた適切なメンバーを編成して開催する。

ウ 組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめの事実の確認、対策案の検討
- ・該当児童への指導及び保護者への対応
- ・学級指導への助言及び支援
- ・外部組織（「学校いじめ防止対策委員会」等）への協力要請
- ・いじめ防止及び早期発見のためのいじめの実態調査（アンケート調査）の実施と結果分析

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」

人吉市教育委員会のいじめ防止に向けた支援体制づくりの一つとして設置され、本校におけるいじめ対策に関する意見交換及びいじめの緊急対応に資する。

ア 組織の構成

- ・学校関係者評価委員（PTA会長を含む）
- ・学校職員（校長、教頭、生徒指導担当者（情報集約担当者）、養護教諭）

イ 開催日

原則年4回を定例会（学校運営協議会を兼ねる）とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

ウ 組織の役割

- ・いじめの実態や対策等に関する協議
- ・いじめ事案への緊急対応に関する協議
- ・いじめ問題に関する情報交換

3 いじめ防止対策のための具体的な取組

(1) 「いじめの未然防止（いじめを生まない土壌づくり）」：「明察功過（あらかじめ察して事前に手を打つ）」

いじめ未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規律正しい生活の中で、児童が主体的に活動・参加できる学校環境づくりを進めて行くことである。児童が集団の一員としての自覚を持ち、互いに認め合い、協力し合う「授業づくり」や「集団づくり」に努めていくことが大切である。

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いを認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ わかる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努め、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。

ウ 「いじめは人権侵害であり、人として決して許されないこと」という認識を日常の生活や活動の中で指導する。

エ 学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、体験活動や交流学习を推進することにより、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図る。

- オ いじめ問題に関する情報の提供に努め、未然防止に対する保護者や地域への啓発を行う。
- (2) **いじめの早期発見（小さな変化への気付きと積極的な対応）**：「豊かな人権感覚と使命感」
 早期発見の基本は、児童の言動の些細な変化に気づくこと、情報を共有し課題に気づくこと、把握した情報に基づき速やかに対応することである。そのために、職員は常に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。また、定期的なアンケート調査やそれに基づく個人面談等で、児童が示す信号を見逃さないようにすることや、日頃から児童との信頼関係を構築し、いじめを訴えやすい環境を整えておくことも大切である。
 ア 常に情報共有を図り、いじめに繋がるような行為を見逃さない。
 イ 「心のアンケート」や「なかよしアンケート」、「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」、教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないようにする。
 エ 教師と児童との人間関係づくりや教師と保護者の信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整えておく。
 オ 生活ノートや日記指導、朝の会や帰りの会等の学級活動を通して児童の実態把握に努める。
 カ P T A 懇談会や家庭訪問、地区懇談会等の機会を通して情報の収集に努め、保護者や地域との連携・協力を図る。
- (3) **いじめへの対処（迅速かつ組織的な対応）**：「即日対応は誠意、翌日対応は言い訳」
 職員はいじめを発見したり把握したりした場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが重要である。また、いじめられた児童を守り通すとともに、いじめた児童に対しては、当該児童の人格の成長を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解する等、教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で対応に当たるようにする。
 ア いじめを認知し、または通報を受けた場合には、「いじめ・不登校対策、生徒指導委員会」を中心に組織的に対応する。
 ・詳しい状況や実態の把握
 ・対応への共通理解、適切な役割分担
 ・被害児童のケア、加害児童や関係者の聞き取り等
 イ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識を持つ者が当たるよう関係機関との連携に努める。
 ウ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言や指導を行いながら連携して問題の解決に当たるようにする。また、場合によっては、警察署や児童相談センター等の関係機関との連携の下で取り組む。
 エ ネット上のいじめの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。
 オ いじめに係る行為があった場合、単に謝罪をもって安易に解消することはないようにする。少なくともいじめに係る行為があった日から3か月を目安に、面談や声掛け、観察などを行うようにする。
- (4) **重大事態への対処**
 いじめの事実を確認した場合は、市の教育委員会へ報告を行うが、重大事態発生時の対応については、法に則して市教育委員会へ報告し指導・助言を求め、警察や関係機関（市子育て相談室、教育事務所 S S W、児童相談所等）などの協力を得ながら、学校の「いじめ・不登校対策、生徒指導委員会」を核として組織的に対応する。
 ア 教育委員会への報告と連携
 イ いじめの被害に遭った児童に対する複数の教員による保護及び情報共有
 ウ いじめの被害に遭った児童への緊急避難措置の検討及び実施
 エ いじめの被害に遭った児童の保護者への適切な情報提供
 オ いじめた児童への懲戒や出席停止の検討
 カ 警察への相談・通報や児童相談所等との連絡
 キ 「学校いじめ防止対策委員会」の開催、連携・協力
 ク いじめ事案の調査結果の報告、調査結果を踏まえた必要な措置と再発防止のための対策
- (5) **保護者及び地域との連携**
 ア 保護者の役割
 いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有する」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。また、保護者は学校等が講じるいじめ防止等に関する措置に協力するよう努めるものとされている。このように、いじめ防止等に関する家庭の役割は極めて重要であることを保護者に啓発していくことが大切である。
 イ 地域の役割
 子どもが地域で安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることは重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。
 ウ 学校・保護者・地域の連携推進
 いじめの発見や防止等に関する家庭や地域の役割は大変大きく、保護者や地域との連携・協力の体制づくりが重要である。そのためには、保護者や地域住民との信頼関係の構築が重要であり、理解や協力を得るために、日頃から児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる関係づくりに努めなければならない。連携を一層推進し、「地域の子どもは、地域で守る」という姿勢の下、三位一体でいじめ防止対策に努める。